

札幌市民ホール条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市民ホール条例の一部を改正する条例

札幌市民ホール条例(平成19年条例第44号)の一部を次のように改正する。

「
別表中

54,500円	63,600円	81,800円	180,000円
---------	---------	---------	----------

 を

「

60,800円	70,900円	91,200円	200,600円
---------	---------	---------	----------

 に、

「

3,700円	4,400円	4,400円	10,600円
3,200円	3,700円	3,700円	9,000円
6,900円	8,100円	8,100円	19,600円
1,400円	1,700円	1,700円	4,100円
1,200円	1,300円	1,300円	3,300円

 を

「

4,200円	4,900円	4,900円	11,800円
3,500円	4,100円	4,100円	10,000円
7,700円	9,000円	9,000円	21,800円
1,600円	1,900円	1,900円	4,500円
1,300円	1,500円	1,500円	3,600円

 に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

札幌市民ホールの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。